

特長①
短期補償型

契約期間は1年間。
年1回の書き換えで
加入額アップに
対応できます。

特長③
共済種類

火災共済と総合共済の2種類
から選択できます。総合共済
は地震を含む自然災害による
事故も補償します。

特長②
加入限度

1棟5万円から
新築価格の範囲内で
最高1億円まで
加入できます。

特長④
特 約

特約をプラスして補償を
充実することができます。
特約の種類、
内容についてはP5、6を
ご覧ください。

令和7年4月から
小損害実損てん補特約に
50万円の補償が選択できる
ようになりました!



建物共済

じつかり補償安心生活

このリーフレットは、建物共済制度の概要をご説明したものです。補償内容等の詳細は『重要事項説明書(約款)』
『ご契約内容確認パンフレット』等をご覧ください。また、ご不明な点については
お近くのNOSAIへお問い合わせください。

**重要
事項**

契約概要

建物共済の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報

ご契約に際して特にご注意いただきたい事項です。

●加入資格

契約概要

注意喚起情報

組合員資格を有し、建物を所有又は管理する者

●対象となる事故

契約概要

火災共済

火災



落雷



落下等



建物外部からの物体の落下衝突、
建物内部での車両等の衝突等
(自然災害を除きます。)

破裂・爆発



漏水



給排水設備に発生した事故に伴う漏水等
(自然災害を除きます。)

※水ぬれ損が発生した場合に限ります。

盜難によって発生した
き損・汚損



※盜難そのものの被害は除きます。

破損



騒乱に伴う破損

総合共済

風水害



雪害



※凍結・すが漏れ(屋根の雪が溶けて屋根材隙間から浸水すること。)による損害は対象に
なりません。

土砂崩れ・地すべり



地震・噴火・津波

地震等による火災での損害は総合共済でしか対象に
なりません。

※建物の損害割合が5%以上となった場合に対象となります。
また、損害共済金は加入金額の50%が限度となります。



●補償の範囲

契約概要

①加入資格者が所有又は管理する建物 ※1

(建物の基礎工事部分及び畳、建具その他の従物並びに電気・ガス・水道・冷暖房設備などの付属設備を含みます。)

②建物に付属する門、垣、塀、その他的工作物 (カーポートやサイロなども工作物に含まれます。) ※2

③建物に収容されている家具類や農機具 ※2

※1 建物とは外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてが独立して具備されている建物のことをいいます。外壁がビニールシートなどの建物は加入できません。

※2 ②③は、建物とあわせての加入となります。②③を補償対象とする場合は、加入申込書の所定の欄へのご記入が必要となります。

※3 自動車、通貨、有価証券、預貯金証書、稿本、設計書、動物、植物、営業用什器備品、商品、原材料、工作機械等は補償の対象とすることはできませんのでご注意ください。

※4 貴金属、宝石、書画、骨とう品、美術品等で1個又は1組の価額が30万円を超えるものは補償の対象とすること
ができませんのでご注意ください。



共済金のお支払い例

契約概要

注意喚起情報

火災等による損害

全焼の場合は、加入共済金額が損害共済金として全額支払われますが、加入共済金額が建物・家具類等の価額を超えるときは**建物・家具類等の価額が支払いの限度額**になります。

一部損害の場合は、建物・家具類等の価額に対する加入額の比率(加入割合)によって支払額が決まります。加入共済金額が建物・家具類等の80%以上の加入割合であれば、損害額は加入共済金額を限度として全額補償されますが、80%未満のときは計算式1の方法によってお支払いいたします。

●計算式1(加入割合80%未満の場合)

$$\text{損害共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{建物・家具類等の価額}} \times \text{加入共済金額}$$

●お支払い例

	加入共済金額	共済金合計額	損害共済金	取扱費用	特別費用
2,000万円 再建築価額	2,000万円 全焼	2,400万円	2,000万円	200万円	200万円
1,000万円 の損害	2,000万円 一部損害	1,100万円	1,000万円	100万円	

落雷による損害

落雷の被害はそのほとんどが電化製品への損害ですが、たとえばボイラー、エアコンなど建物設備については建物の損害として取り扱い、電話機、テレビなどについては家具類の損害として取り扱います。

共済金の支払い方法は、建物、家具類とともに、火災事故の場合と同様で、加入共済金額が建物・家具類等の価額の80%以上の加入割合であれば、損害額は加入共済金額を限度として全額補償されますが、80%未満のときは上記の計算式1の方法によってお支払いいたします。

●落雷事故損害品目例

建物設備として取り扱う品目

- ボイラー
- 分電盤
- ソーラーシステム
- エアコン
- 配電盤
- ほか
- インターホン
- 電気配線
- 換気扇
- アンテナ

家具類として取り扱う品目

- 電話機
- CDラジカセ
- 電子レンジ
- ファクシミリ
- パソコン
- 冷蔵庫
- テレビ
- 洗濯機
- 炊飯器 ほか
- DVDレコーダー
- 乾燥機

自然災害による損害(総合共済)

風水害や雪害などの自然災害(地震等を除きます。)については、損害割合によって支払われる共済金の計算方法が異なります(損害割合=損害額÷建物再建築価額)。

損害割合が80%以上の場合は、計算式2の方法によって、損害額に加入割合を乗じた額をお支払いいたしますが、損害割合が80%未満の場合は、計算式3により、損害額から建物等価額の5%に相当する額又は1万円のいずれか低い額を控除した額に、加入割合を乗じた額をお支払いいたします。

●計算式2(損害割合80%以上)

$$\text{損害共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{建物価額}} \times \text{加入共済金額}$$

●計算式3(損害割合80%未満)

$$\text{損害共済金} = \left(\frac{\text{損害額}}{\text{建物価額}} - \frac{\text{建物価額の5\%}}{\text{建物価額}} \right) \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{建物価額}}$$

地震等による損害(総合共済)

地震及び噴火並びにこれらによる津波によって建物は損害割合5%以上、家具類等は損害割合70%以上の損害を受けた場合は、計算式4の方法によって、加入金額の50%に相当する金額を限度に損害共済金をお支払いいたします。

※計算式2・3・4は建物だけを補償の対象にした例としています。

※損害額が建物価額の5%未満又は1万円のいずれか低い額に満たない場合はお支払いできません。

●計算式4

$$\text{損害共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{建物価額}} \times \frac{\text{加入共済金額} \times 0.5}{\text{建物価額}}$$

加入共済金額が建物等の価額を上回った場合

建物火災共済約款及び建物総合共済約款では、加入共済金額が建物等の価額を上回った場合は、その超過した金額は、取り消すことができると定められています。加入共済金額が建物等の再建築価額を上回った場合、全焼したときであっても、損害共済金は建物等の損害額(建物等の価額)を超えてお支払いすることできません。

ほかの保険に加入している場合

NOSAIの建物共済に加入している建物等がほかの共済・保険に加入していた場合で、それぞれ契約の支払責任額合計が損害額(建物等の価額)を超えるときは、それぞれの共済・保険が加入共済金額等に応じて、損害額を限度に損害共済金をお支払いいたします。

各費用共済金も、支払限度額を超える場合には同様にお支払いいたします。

●共済責任期間

契約概要

注意喚起情報

共済責任期間は1年とし、加入申込書に記載されている共済責任期間の開始日（加入申込書記載の責任開始日を過ぎてから共済掛金等の払込みがあった場合は払込日）の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。
※共済掛金等の払込方法は、原則、口座振替とさせていただきます。

●1年補償の共済掛金（加入共済金額1,000万円あたり）

契約概要

		火災				総合				建物の用途		
一年間の共済掛金	普通物件	特約なし	臨時費用担保特約付			費用共済金 不担保特約付	特約なし	臨時費用担保特約付			建物の用途	
		10%	20%	30%		10%	20%	30%				
		一般造	10,800円	11,600円	12,300円	12,600円	9,100円	32,200円	35,100円	36,000円	29,600円	
	特殊物件一般	耐火造B	5,500円	5,900円	6,300円	6,400円	4,600円	27,900円	30,300円	31,000円	31,500円	25,800円
		耐火造A	2,900円	3,100円	3,300円	3,400円	2,400円	25,800円	27,900円	28,600円	29,000円	24,000円
		一般造	16,600円	17,900円	18,900円	19,600円	14,000円	37,000円	40,400円	41,600円	42,300円	33,700円
	特殊物件割増	耐火造B	8,800円	9,500円	10,000円	10,200円	7,400円	30,600円	33,200円	34,100円	34,700円	28,100円
		耐火造A	2,900円	3,100円	3,300円	3,400円	2,400円	25,800円	27,900円	28,600円	29,000円	24,000円
		一般造	35,600円	38,300円	40,500円	41,600円	30,000円	52,300円	57,500円	59,300円	60,500円	46,800円
	給付内容	耐火造B	16,800円	18,100円	19,100円	19,500円	14,100円	37,000円	40,400円	41,600円	42,400円	33,700円
		耐火造A	4,900円	5,300円	5,600円	5,700円	4,100円	27,400円	29,700円	30,400円	30,900円	25,400円
		損害共済金	○	○	○	○	○	○	○	○		
		①残存物取付け費用共済金	○	○	○	○	○	○	○	○		
		②特別費用共済金	○	○	○	○	○	○	○	○		
		③損害防止費用共済金	○	○	○	○	○	○	○	○		
		④地震火災費用共済金	○	○	○	○	—	—	—	—		
		⑤失火見舞費用共済金	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自然災害	⑥水道管凍結修理費用共済金	○	○	○	○	○	○	○	○		
		⑦臨時費用共済金	—	○	—	—	—	○	—	—		
		損害共済金	—	—	—	—	○	○	○	○		
		①残存物取付け費用共済金	—	—	—	—	○	○	○	○		
		②特別費用共済金	—	—	—	—	○	○	○	○		
		⑦臨時費用共済金	—	—	—	—	—	—	○	—		
		地 震 等 を 除 く	損害共済金	—	—	—	—	○	○	○		
		地 震 等	損害共済金	—	—	—	—	○	○	○		

被災時には、いろいろな費用がかかります。
給付内容は契約内容によって異なります。
○印の各種共済金が給付されます。
※各種費用共済金の内容はP5説明欄をご覧ください。

注) 共済掛金は、建物の用途ごと、構造ごと、契約種類ごとに異なります。

注) 加入できる特約は、新価特約、小損害実損てん補特約、臨時費用担保特約、費用共済金不担保特約、収容農産物補償特約、継続申込特約、共済掛金等分割払特約、自動継続特約があります。特約の内容はP5、6をご覧ください。

注) 小損害実損てん補特約を付帯する場合の共済掛金は、上記表とは異なりますので、お問い合わせください。

●ご加入できる金額は

契約概要

火災共済 1棟あたりの建物や家具類、農機具をあわせて
6,000万円まで加入できます。 **5万円が最低額**

総合共済 1棟あたりの建物や家具類、農機具をあわせて
4,000万円まで加入できます。 **5万円が最低額**

火災共済と総合共済をあわせて
ご加入できる金額は1棟あたり

1億円までです。



●費用共済金も充実

契約概要

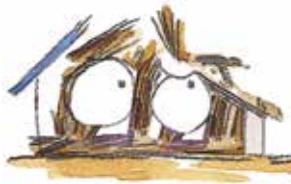
注意喚起情報

①残存物取片付け費用共済金



損害共済金の10%をお支払いします。
(実費額を限度とします。)
※地震等を除きます。

②特別費用共済金



損害割合が80%以上の場合、加入共済金額の10%をお支払いします。
(1棟につき200万円を限度とします。)
※地震等を除きます。

③損害防止費用共済金



損害の防止・軽減のために支出した費用があった場合にお支払いします。

④地震火災費用共済金



火災共済に加入していて、地震を原因とする火災が発生し建物は半焼以上、家具類は全焼となった場合に、共済金額の5%をお支払いします。

⑤失火見舞費用共済金



加入物件が火元となり、第三者の所有する物に損害を与えた場合、1世帯あたり50万円の失火見舞費用共済金をお支払いします。(1回の事故につき共済金額の20%を限度とします。)

⑥水道管凍結修理費用共済金



水ぬれを生じていない水道管の凍結破損があった場合、その復旧費用を実費でお支払いします。(1回の事故につき10万円を限度とします。)
※パッキング部分のみに生じた損害は除きます。

※①～⑥は、基本契約に含まれます。ただし、費用共済金不担保特約を付けた場合は、お支払いはありません。

●特約－プラスの備え－

契約概要

注意喚起情報

■新価特約

この特約を付けると、共済目的に共済事故が発生したとき、建物や家具類等を再建築・再取得するのに必要な額(新価額)を損害の額として共済金を算定します。付けない場合には、経年減価を差し引いた時価額を基準に共済金を算定します。



■小損害実損てん補特約

この特約を付けると、共済目的に共済事故が発生したときの損害の額が30万円又は50万円のうちから加入者があらかじめ選択した額以下の場合、共済目的ごとに損害の額と同額を共済金としてお支払いします。ただし、損害の状況によってはお支払いできない場合もあります。また、地震等の事故による損害や自然災害による共済事故で損害額が1万円以下の場合、この特約に係る共済金をお支払いすることができません。

また、加入するためには次の①②のいずれかの条件を満たさなければなりません。

①火災共済または総合共済に共済金額1,000万円以上の加入である。

②共済責任期間が同一の火災共済と総合共済に加入し、その共済金額合計額が1,000万円以上の加入である。

なお、共済責任期間中に共済金額を減額したことにより、1,000万円を下回った場合はこの特約は解除されます。

注)小損害実損てん補特約に加入する場合の共済掛金は、特約分として下記の額が加算となります。

加入者が選択した実損額	火災共済	総合共済
30万円	780円	3,180円
50万円	1,090円	5,370円



■臨時費用担保特約(ご加入の際に10、20、30%の中から補償割合を選択)

この特約を付けると、基本契約としての火災共済及び総合共済から支払われる損害共済金(地震等によるものを除く。)に加え、損害共済金に選択した割合を乗じて得た金額を臨時費用共済金(1回の事故につき1建物ごとに250万円を限度とします。)としてお支払いします。また、火災等の事故によって加入者等が事故発生日から200日以内に死亡・後遺障害を被ったとき、1名ごとに共済金額の30%(200万円を限度とします。)を死亡・後遺障害費用共済金としてお支払いします。

例

**再取得価額 3,000万円の住宅（一般造）
加入金額 3,000万円で火災共済にご加入の場合**

○掛金例

		掛 金		掛 金
		基本契約分	特約分※	
基本契約(特約無し) 臨時費用担保 特約付き	10% 32,400円	0円	32,400円	
		2,400円(800円)	34,800円	
		4,500円(1,500円)	36,900円	
		5,400円(1,800円)	37,800円	

※()内は加入金額1,000万円あたりの掛金

○お支払い例

		火災事故により分損 損害額 900万円 死亡または後遺障害を被った方がいない場合	残存物取片付け 費用共済金※	臨時費用 共済金	合 計
		基本契約(特約無し)		0円	990万円
臨時費用担保 特約付き	10%	900万円	90万円	90万円	1,080万円
	20%	180万円		180万円	1,170万円
	30%	250万円		250万円	1,240万円

※残存物取片付け費用共済金は損害共済金の10%をお支払いします。ただし、残存物取片付けに伴う実費を限度額します。

注1.臨時費用共済金は、1回の事故につき、1建物ごとに250万円が限度となります。

■費用共済金不担保特約

この特約を付けると、基本契約で補償している費用共済金(残存物取片付け費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金、地震火災費用共済金(火災共済の場合)、失火見舞費用共済金及び水道管凍結修理費用共済金)のお支払いはありませんが、その分の共済掛金等が割り引かれます。



■継続申込特約(一括払い)

この特約は、継続特約期間を2年又は3年として加入契約の時に共済掛金を一括納入いただく特約で、継続特約期間に応じて共済掛金等が割り引かれます。

■共済掛金等分割払特約

この特約は、共済掛金等の払込みを年2回に分割する特約で、共済掛金等払込み時の共済掛金等負担額を軽減できます。ただし、建物共済の共済責任期間が1年間で、かつ、共済掛金等の金額が10万円以上の場合に限ります。



■自動継続特約(加入時に年数を選択)

加入時にこの特約を付けると、3~10年間は毎年の更新手続きが不要となり、同一内容の契約が自動継続されます。毎年の更新手続きの忘失による共済責任期間の中断が防止できます。



共済金お支払いまでの流れ

契約概要

加入者

NOSAI

■事故発生の通知

共済目的に損害が発生した場合、速やかにNOSAIへご連絡ください。

損害の算定のため、NOSAIの事故確認まで事故に遭われた共済目的の撤去や修理は行わないようお願いします。

■事故確認

事故に遭われた共済目的の写真・建物の図面をとらせていただくとともに、事故状況や世帯の家族構成（家具類のご加入がある場合）等についてお伺いいたします。

ほかの共済・保険等に加入がある場合はお知らせください。

■必要書類の準備

NOSAI職員が共済金請求のために必要となる書類等についてご説明いたします。

- ・火災事故の場合：罹災証明書、残存物取扱い費用の見積書など
- ・落雷事故の場合：家電製品等損害証明書
- ・自然災害の場合：修理業者の見積書、請求書など

※文書作成費用は損害の額に含まれません。
また、レシートでの共済金請求はできません。

■共済金の算定

事故確認での聞き取り、ご準備いただいた書類等をもとに、共済金を算定します。

※約款上、共済金をお支払いできない場合があります。
(重要事項説明及び下記「ご注意ください」をご確認ください。)

共済金のお支払い

NOSAIからのお願い

注意喚起情報

事故が発生した場合には、速やかにお近くのNOSAIへご連絡ください。

ご加入された建物や家具類等に万が一事故が発生した場合や、建物の取り壊し、増改築、その他加入申込書記載事項に変更が発生した場合、速やかにお近くのNOSAIへご連絡ください。

建物共済の対象としている建物や家具類等の所有者をご確認ください。共済金の受取人は所有者の方となります。

建物共済の対象としている建物や家具類等にNOSAI以外の共済・保険等に加入している場合は、必ずお申し出ください。

ご注意ください

契約概要

注意喚起情報

次のような場合には、共済金をお支払いできません。

- 加入者又はその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失又は法令違反による損害(例:自放火)
- 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害(その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。)
- 共済事故の際の共済目的の紛失・盗難による損害
- 共済目的の性質又は欠陥による損害(自然消耗による損害など)
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変又は暴動による損害
- 核燃料物質に起因する事故による損害
- 原因不明や損害を証明するものができない場合
- 引受対象となっている家具類や農機具は、建物に収容中の事故のみ対象となります。(屋外での事故は、共済事故と認められません。)
- 共済事故に係る損害箇所の修理と併せて改修工事をした場合、改修・改修工事代は損害額から除きます。

あなたの財産の評価額

加入の目安

契約概要

●建物 1坪(3.3m²)当たり

用途	木造	鉄骨	用途	木造	鉄骨
住宅・併用住宅	約50万円	約58万円	農作業場・納屋・豚舎・鶏舎等	約16万円	約18万円
アパート	約45万円	約55万円	牛舎(搾乳設備有)	約29万円	約32万円
店舗	約48万円	約53万円	牛舎(搾乳設備無)	約13万円	約13万円
事務所・公民館	約45万円	約50万円	外壁の一部を欠く堆肥舎	約8万円	約11万円
工場・倉庫	約26万円	約34万円	土蔵	約63万円	

〈建物の加入プラン〉

1坪当たり

$$\boxed{\quad \text{万円}} \times \boxed{\quad \text{坪}} = \boxed{\quad \text{万円}} \quad (1)$$

〈再建築価額〉

●家具類

(単位:万円)

住宅延面積 上:世帯人数 下:うち大人人数	单身	2人		3人			4人				5人以上			
		-	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	2人以下	3人	4人
66m ² 未満 (20坪未満)	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
66m ² 以上132m ² 未満 (20坪以上40坪未満)	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
132m ² 以上231m ² 未満 (40坪以上70坪未満)	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
231m ² 以上 (70坪以上)	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

※上表の数値は世帯全体の家具類の再取得価額(基準価額)です。大人は18歳以上の世帯員をいいます。(ただし、学生を除く)

※大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円を加算します。

(例) 住宅の延べ面積が約60坪で6人家族(世帯主夫婦・おじいさん・おばあさん
・小学生2人)のとき世帯人数は5人以上、18歳以上の大人は4人となるため
家具類の財産は**2,160万円**となります。

$$\boxed{\quad \text{万円}} \quad (2)$$

●農機具

小規模経営	中規模経営	大規模経営
90~295万円	145~350万円	250~510万円

$$\boxed{\quad \text{万円}} \quad (3)$$

※農業の経営内容(水稻栽培・酪農など)と経営規模(栽培面積や農業収入など)により分類されます。

■合計 ①+②+③

万円

◆加入や事故に関するお問い合わせはお近くの**NOSAI**へ◆

■県北基幹センター／住所 〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10番50号

TEL 代表: 019(601)7491 資産共済課: 019(601)7494

■県南基幹センター／住所 〒023-0023 奥州市水沢字八反町52番地1

TEL 代表: 0197(25)6631 資産共済課: 0197(47)3287

■本所／住所 〒025-0025 花巻市下根子821番地

TEL 代表: 0198(29)5939 資産共済課: 0198(29)5909